

印 本

平成27年(ワ)第34010号

平成28年(ワ)第 9404号

マイナンバー(個人番号)利用差止等請求事件

原 告 関口博ほか40名

被 告 国

求釈明に対する回答書(2)

平成29年1月24日

東京地方裁判所民事第26部合議2係 御中

被告指定代理人	前 田 佳 行
高 岩 健 治	
上 野 康 博	
本 間 貴 明	
田 中 里 沙	
寶 崎 雄 輔	
葉 柴 洋 祐	
島 津 千 明	
名 越 一 郎	

小	牧	兼 太 郎	
坂	場	純 平	
國	信	綾 希	
稻	垣	嘉 一	
野	本	明 日 香	
森		寿 貴	

第1 「個人番号（マイナンバー）について」（求釈明書3ないし5ページ）について	6
1 柱書について（求釈明書3ページ）	6
2 「(1)」について	6
3 「(2)」について（求釈明書4ページ）	10
4 「(3)」について（求釈明書4ページ）	10
5 「(4)」について（求釈明書4, 5ページ）	11
6 「(5)」について（求釈明書5ページ）	11
7 「(6)」について（求釈明書5ページ）	11
8 「(7)」について（求釈明書5ページ）	12
第2 「情報提供ネットワークシステムについて」（求釈明書5ないし9ページ）について	13
1 柱書について（求釈明書5ページ）	13
2 「(1)」について（求釈明書5, 6ページ）	13
3 「(2)」について（求釈明書6ページ）	14
4 「(3)」について（求釈明書6ページ）	14
5 「(4)」について（求釈明書6ページ）	14
6 「(5)」について（求釈明書6ページ）	15
7 「(6)」について	15
8 「(7)」について（求釈明書7ページ）	19
9 「(8)」について（求釈明書8ページ）	20
10 「(9)」について（求釈明書8ページ）	20
11 「(10)」について（求釈明書8ページ）	20
12 「(11)」について（求釈明書9ページ）	21
第3 「マイナポータルについて」（求釈明書9ページ）について	22
1 「(1)」及び「(2)」について	22

2 「(3)」について	22
3 「(4)」について	23
第4 「個人番号カード（マイナンバーカード）について」（求釈明書9ないし 11ページ）について	24
1 「(1)」について（求釈明書9, 10ページ）	24
2 「(2)」について（求釈明書10ページ）	24
3 「(3)」について（求釈明書10ページ）	25
4 「(4)」について	25
5 「(5)」について（求釈明書11ページ）	27
6 「(6)」について（求釈明書11ページ）	27
7 「(7)」について	27
第5 「個人情報保護委員会について」（求釈明書11ないし12ページ）につい て	28
1 「(1)」について	28
2 「(2)」について	28
3 「(3)」について	29
第6 「地方公共団体情報システム機構（J-LIS）について」（求釈明書12 及び13ページ）について	30
1 柱書について（求釈明書12ページ）	30
2 「(1)」について（求釈明書12ページ）	30
3 「(2)」について（求釈明書12ページ）	31
4 「(3)」について	33
5 「(4)」について（求釈明書13ページ）	34
6 「(5)」について（求釈明書13ページ）	35
第7 「その他現場の運用等を巡る問題」（求釈明書13及び14ページ）につい て	35

1	「(1)」について	35
2	「(2)」について	36

被告は、本書面において、原告らの平成28年11月15日付け求釈明書（以下「求釈明書」という。）における求釈明に対し、必要と認める範囲で回答し、また、求釈明の前提としてされた原告らの主張の誤りを指摘する。なお、略称等は従前の例による。

第1 「個人番号（マイナンバー）について」（求釈明書3ないし5ページ）について

1 柱書について（求釈明書3ページ）

原告らは、「個人番号（以下、「マイナンバー」ともいう。）は、それを用いて集積・集約された個人情報が漏洩したり、一元管理されたりする危険性が存すること自体は、被告も認めるところである。」（求釈明書3ページ）と主張する。

しかしながら、被告は、平成28年10月4日付け求釈明に対する回答書において、「何らの個人情報保護措置も講じなかった場合に個人情報の漏洩等の『客観的な危険性が生じ得る』ことを想定した上で、かかる危険の具体化を防ぐ」と述べたのであり、原告らが述べるような危険性を無条件に認めたものではない。原告らは、被告の主張を曲解している。

2 「(1)」について

(1) 「ア」について（求釈明書3, 4ページ）

ア 住民票コードから個人番号を生成する仕組みは、以下のとおりである。

(7) 市町村長は、機構に対し、個人番号を指定するときは、住民票に記載された住民票コードを通知するとともに、個人番号とすべき番号の生成を求める旨を、各市町村に設置する市町村コミュニケーションサーバ（市町村CS）から住基ネットによって、各都道府県に設置される都道府県サーバを経て、機構の機構サーバに送信する（番号利用法8条1項及び番号利用法施行令7条、求釈明書添付資料2ページ「1～2マイナンバーの付番の流れ（マイナンバー制度運用開始後）」参照）。

(イ) 住民票コード及び個人番号とすべき番号の生成を求める旨の通知を受けた機構は、電子情報処理組織（個人番号とすべき番号を生成し、並びに当該番号の生成及び市町村長に対する通知について管理するためのもの）を使用して、作為が加わらない方法により、以下の①ないし③に掲げる要件に該当する個人番号とすべき番号を生成する（番号利用法8条2項及び3項）。

- ① 他のいずれの個人番号（番号利用法7条2項の従前の個人番号を含む。）とも異なること。
- ② 住民票コードを変換して得られるものであること。
- ③ 上記②の住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものないこと。

(ロ) 機構は、生成した個人番号とすべき番号を住民票コードとともに住基ネットによって、個人番号とすべき番号の生成を求めた市町村長に通知する（番号利用法8条2項及び番号利用法施行令9条）。

(ハ) 市町村長は、機構から通知された個人番号とすべき番号を個人番号として指定し（番号利用法7条1項），職権により住民票に記載する（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「住基法施行令」という。）12条2項1号の2）。

なお、原告らは、この点に関し、求釈明書添付資料1ページ「1-1マイナンバー付番の仕組み」（以下「求釈明書資料1-1」という。）では「『マイナンバー → 住民票コード』とされており、あたかもマイナンバーから住民票コードが推知出来るかのようにも見える」旨主張するが、上記(イ)③の要件からしても、個人番号から住民票コードを推知することはできないものである。「マイナンバー → 住民票コード」という記載は、情報提供ネットワークシステムによる情報連携における「住民票コード変換」に係る説明部分であり、個人番号の生成方法とは関係がない。「住民票コード変換」とは、住基法の規定によって住民の個人番号と住民票コ

ードを本人確認情報の一部として保存している機構が、番号利用法施行令20条1項の情報提供用個人識別符号を生成する過程の中で、各機関から個人番号が機構に対して通知されたときに、当該個人番号と対応する住民票コードを特定する作業を指すものであり、直接個人番号から住民票コードを復元するのではない。

イ 原告らのいう「機関別符号」を番号利用法施行令20条1項の「情報提供用個人識別符号」と解した上で述べると、その生成の流れは、以下のとおりである。

(ア) 番号利用法別表第2の第1欄に掲げる者(以下「情報照会者」という。)

又は同表の第3欄に掲げる者(以下「情報提供者」という。)は、情報提供用個人識別符号を取得しようとするときは、機構に対し、当該情報提供用個人識別符号により識別しようとする特定の個人の個人番号その他総務省令で定める事項を通知する(番号利用法施行令20条2項、求釈明書資料1-1の「(a) 符号要求」)。

(イ) 機構は、情報照会者又は情報提供者(以下「情報照会者等」という。)

から上記(ア)の通知を受けたときは、総務大臣に対し、特定の個人に係る住民票に記載された住民票コードを通知する(番号利用法施行令20条4項)。

(ウ) 総務大臣は、機構から上記(イ)の通知を受けたときは、総務省令で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、以下の①ないし④に掲げる要件に該当する情報提供用個人識別符号を生成し、速やかに、当該情報照会者等に対し、通知する(番号利用法施行令20条6項、求釈明書資料1-1の「(c) 符号生成」)。

① 住民票コードを変換して得られるものであること。

② ①の住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでないこと。

③ 情報照会者等が取得した他のいずれの情報提供用個人識別符号とも

異なること。

④ 他のいずれの情報照会者等が取得した情報提供用個人識別符号とも異なること。

(2) 「イ」について（求釈明書4ページ）

原告らのいう「この2つの番号制度」を「住基ネットに関する制度及び社会保障・税番号制度」と解した上で述べると、住基ネットに関する制度における住民票コードは、国の行政機関等における各種事務の本人確認に用いるものであるのに対し、社会保障・税番号制度における個人番号は、社会保障や税の分野を中心とする行政分野において利用するとともに、民間でも個人番号関係事務（番号利用法2条11項に規定する個人番号関係事務をいう。）として用いるものであり、本質的に異なる目的を有する。

また、住基ネットは、本人確認情報を保有し、その利用、提供を行うものであるのに対し、情報提供ネットワークシステムは、地方税関係情報等の特定個人情報（住基ネットにおける本人確認情報は含まない。）を提供するものである。

このように、住基ネットに関する制度と社会保障・税番号制度を併存させ、本人確認情報とそれ以外の特定個人情報についてそれぞれ別のネットワーク上でやり取りを行うことは、より高いセキュリティによる情報連携の実現にも資するものである。

なお、個人番号として何を用いるかについては、検討段階において、①基礎年金番号、②住民票コード、③住民票コードに対応した新たな番号の3つの選択肢を示し、パブリックコメントにより、国民の意見を聴取した上で、「住民票コードに対応した新たな番号」が選択されたものである。

そして、1つの番号のみでは様々な個人情報を芽づる式に引き出せない情報連携の仕組みを構築し、また、個人番号の変更に対応し得るよう、住民票コードは個人番号や情報提供ネットワークシステムによる情報連携用の符号の元になる番号とすることが望ましいとしたものである。

3 「(2)」について（求釈明書4ページ）

「現在決まっているもの」とあるのを「番号利用法別表第1の下欄に掲げる事務（同法9条1項）のうち、施行がなされているもの」と解すれば、平成28年11月15日時点で、当該事務の数は99である。

4 「(3)」について（求釈明書4ページ）

(1) 「ア」について

内閣官房のホームページに公開している「マイナンバーの提供を求められる主なケース」及び「地方公共団体でマイナンバーを求められる主な手続」の資料については、平成28年11月14日に更新を行っている。

(2) 「イ」について

ア 預貯金口座への個人番号の付番は、平成27年改正法7条（乙第10号証）による番号利用法の改正（番号利用法別表第1に55の2及び56の2を加える改正）で可能となるものであるが、同条は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成28年政令第406号）の公布により、平成30年1月1日から施行されることになる。

平成27年改正法7条の施行後、金融機関等は、預金者等に対して、預金者等と接触する機会等に個人番号の提供を求めることが想定される。

平成27年改正法附則12条4項の規定に基づき、施行開始後3年を目途に、金融機関が預貯金者等から、適切に個人番号の提供を受ける方策及び本利用の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとしている。

イ なお、原告らは、「開始3年後には『強制化』も考えるとの報道も存する」と述べるが（求釈明書4ページ）、そのような報道は不知であり、「強制するための手法としてはどのようなものが考えられるか」とする部分

については、訟明の要を認めない。

(3) 「ウ」について

日本年金機構における個人番号の利用は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第3条の2の政令で定める日を定める政令（平成28年政令第347号）の公布により、平成28年11月13日より可能となっている。

なお、年金事務所における年金相談での個人番号の利用は、平成29年1月から実施している。

5 「(4)」について（求訟明書4、5ページ）

現時点において、今後、政府が個人番号の利用を検討することとしている事務は、平成27年6月30日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2015－未来への投資・生産性革命－」（乙第11号証、以下「日本再興戦略2015」という。）に記載されている、戸籍、パスポート・在外邦人の情報管理（以下「旅券事務」という。）、証券分野等における公共性の高い事務であるが（同号証32及び33ページ）、現時点においてその詳細は決まっていない。

上記の検討は、一義的には各制度を所管する省庁において行っている。例えば、戸籍関係については、法務省における有識者らによる「戸籍制度に関する研究会」の中で行っており、旅券事務関係については、外務省を中心に行っている。

6 「(5)」について（求訟明書5ページ）

原告らのいう「レセプト事務」が何を指すか不明であるが、レセプトにおける個人番号の利用方法等を問う趣旨であれば、レセプトの審査事務での利用等に係る詳細については未定である。

7 「(6)」について（求訟明書5ページ）

(1) 「ア」について

原告らのいう「特定健診（メタボ健診）の結果」を健康保険組合等が行う被保険者の特定健康診査等の情報と、「予防接種の履歴情報の管理」を予防

接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施に関する情報の管理をそれぞれ指す趣旨と解した上で述べるが、これらに関する事務における個人番号の利用開始日は、平成28年1月1日である。

(2) 「イ」及び「ウ」について

ア 健康保険組合等が行う被保険者の特定健康診査等の情報について

医療保険者においては、レセプトや特定健康診査等の情報等を活用した「データヘルス」を推進しているところ、生涯を通じた予防・健康づくりを進めるためには、個人が転職や結婚等により保険者を異動した場合でも、特定健康診査等の情報が円滑に引き継がれることが重要である。一方で、医療保険者は、医療保険者ごとの被保険者番号により特定健康診査等の情報を管理しているため、受け渡す情報の検索が容易でない等の課題もある。以上の状況を踏まえ、医療保険者間での特定健康診査等の情報の受け渡しが円滑に行われるよう、平成27年改正法6条による番号利用法の改正（番号利用法別表第1の2、4、30、59の項の改正）により、保険者が個人番号を使って特定健康診査等の情報を管理できることとした。

なお、特定健康診査等の情報は、番号利用法別表第2に掲げる情報連携の対象とされておらず、あくまで個人番号利用事務（番号利用法2条10項に規定する個人番号利用事務をいう。以下同じ。）として当該保険者が特定健康診査等の情報の管理に当たって、個人番号を用いることができるとしているものである。

イ 予防接種法による予防接種の実施に関する情報の管理について

公衆衛生上重要な予防接種について、重複接種や接種漏れを防ぐなど、その実施に関する事務を適切に行うため、個人番号を使って市町村及び都道府県が予防接種履歴の管理を行うことや、市町村同士で転居前の予防接種を含めた予防接種履歴をやりとりすることを予定している。

8 「(7)」について（求証明書5ページ）

医療等IDについては、平成28年6月2日に閣議決定された「日本再興戦

略2016－第4次産業革命に向けて」（乙第12号証、以下「日本再興戦略2016」という。）において、「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会報告書（平成27年12月10日同研究会取りまとめ）を踏まえ、医療保険のオンライン資格確認及び医療等ID制度の導入について、2018年度からの段階的運用開始、2020年からの本格運用を目指して、本年度中に具体的なシステムの仕組み・実務等について検討し、来年度から着実にシステム開発を実行する。」「その際、公的個人認証やマイナンバーカードなどオンライン資格確認のインフラを活用し、国民にとって安全で利便性が感じられる形で導入が進むような設計とした上で、開発を進めるとともに、公費負担医療の適正な運用の確保の観点からも、速やかに検討を行い、できる限り早期に必要な措置を講じる。」（同号証72ページ）とされているとおり、医療機関等間における、患者情報の共有や医学研究を行う際等のデータ管理において利用することを想定した上、具体的な仕組みや実務等についての検討が進められている。

第2 「情報提供ネットワークシステムについて」（求釈明書5ないし9ページ）について

1 柱書について（求釈明書5ページ）

原告らは、「個人番号の利用事務と、情報提供ネットワークシステム（以下、「情報提供nws」という。）の利用事務とは同一ではないし、情報提供nwsには独自の問題が存する」（求釈明書5ページ）などと主張するが、そもそも原告らのいう「情報提供nwsの利用事務」が何を指すか不明確であるし、「情報提供nwsには独自の問題が存する」との指摘も、原告らの一方的かつ抽象的な評価にすぎない。

2 「(1)」について（求釈明書5、6ページ）

原告らのいう「機関別符号」を「情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携において用いる「情報提供用個人識別符号」（番号利用法施行令20

条1項)」と、「各省庁のデータベースでマイナンバーを保存」を「各情報提供者のシステム等において個人番号を保有すること」と解した上で述べるが、社会保障・税分野において情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うためには、個人を悉皆性（住民票を有する全員に付番）を有する番号によって特定するため各情報提供者のシステム等において個人番号を保有し、情報照会又は情報提供を行うことを可能としておくことが必要である。その一方で、各情報照会者と情報提供者の間での情報提供ネットワークシステムによる情報連携は安全に実施する必要があることから、システム面での個人情報保護対策の1つとして、番号利用法2条5項に規定する個人番号を直接個人を特定する共通の識別子として用いず、当該個人を特定するための暗号化された情報提供用個人識別符号を識別子として用いたものである。

3 「(2)」について（求釈明書6ページ）

情報照会者等が番号利用法19条7号の規定に基づき情報提供ネットワークシステムによる情報連携を開始するのは、現時点では平成29年7月以降を予定している。

なお、日本年金機構における情報連携の開始時期は未定である。

4 「(3)」について（求釈明書6ページ）

国税庁が情報提供ネットワークシステムによる情報連携を実施しないのは、個人番号利用事務において所得情報等を確認する場合は番号利用法別表第2の第4欄に掲げる地方税関係情報の確認により行うことなど、国税関係の情報の照会又は提供の必要性がなかったことによるものである。

5 「(4)」について（求釈明書6ページ）

(1) 「ア」について

日本年金機構における情報提供ネットワークシステムによる情報連携を開始する時期を問う趣旨であれば、前記3で述べたとおり、当該開始時期は未定である。

(2) 「イ」について

全国の年金事務所、事務センター等に配置され年金機構職員等が基幹系業務等（年金記録の照会や届書等の入力処理等）に用いる端末の数を問う趣旨と解した上で述べるが、当該端末の台数は、平成28年10月時点で2万5438台である。

(3) 「ウ」について

「日本年金機構が同newsに接続した場合」とあるのを「日本年金機構における情報提供ネットワークシステムによる情報連携を開始する場合」と解した上で述べるが、当該情報連携の開始については、日本年金機構が、番号利用法附則3条の2第2項の政令が定められることにより、番号利用法19条7号の規定に基づき情報照会者又は情報提供者に対し、同法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報についての照会又は提供が可能となる予定である。

6 「(5)」について（求釈明書6ページ）

原告らのいう「流通」及び「文字情報」が何を指すか不明であるが、情報提供ネットワークシステムにより連携される情報の内容を問う趣旨と解した上で述べると、当該情報は、番号利用法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報である。

なお、当該情報には、いわゆる4情報（氏名・住所・生年月日・性別）は含まれていない。情報提供ネットワークシステムによる情報連携において、中間サーバーのデータベースでは、番号利用法2条5項に規定する個人番号や氏名、性別、生年月日、住所といったいわゆる「4情報」そのものは管理せず、機関別・個人別に生成される暗号化された符号と、番号利用法2条5項に規定する個人番号及び「4情報」と紐付いていない情報のみを取り扱うこととしている。

7 「(6)」について

(1) 「ア」について（求釈明書6, 7ページ）

原告らのいう「流通（照会、回答）の仕組み」が何を指すか不明であるが、情報提供ネットワークシステムによる情報連携の流れを問う趣旨と解した上

で述べると、その流れは以下のアないしウのとおりである。

ア 情報照会者は、情報提供者に対し、情報提供用個人識別符号等を送信することにより、事務を処理するために必要な特定個人情報の提供を求める（番号利用法19条7号及び番号利用法施行令21条、求釈明書添付資料4ページ「2-2 情報照会／情報提供の流れ」参照）。

イ 総務大臣は、上記アの求めがあったときは、番号利用法21条2項各号に掲げる場合を除き、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供者に対して特定個人情報の提供の求めがあった旨を通知する（番号利用法21条2項、番号利用法施行令27条及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令85号。以下「番号利用法総務省令」という。）45条）。

ウ 情報提供者は、総務大臣から上記イの通知を受けたときは、情報照会者に対し、電子情報計算機を操作することにより、特定個人情報を提供する（番号利用法22条1項、番号利用法施行令28条及び番号利用法総務省令46条）。

(2) 「イ」について（求釈明書7ページ）

原告らのいう「提供予定の情報のコピー」が何を指すか不明であるが、「中間サーバーに副本として登録する情報」を指す趣旨と解した上で述べると、中間サーバーでは、個人の情報を副本として管理しており、情報照会者からの照会に対して、原則としてその情報が即時に提供されることを想定している。

(3) 「ウ」について（求釈明書7ページ）

ア 「①」について

原告らのいう「国の機関」を「情報照会者等のうち地方公共団体を除く機関」と解した上で述べるが、上記各機関の情報システムと情報提供ネッ

トワークシステムとの間に設置する「中間サーバー」は、上記各機関において設置するものである。

平成28年11月30日時点において、中間サーバーを設置してある又はテスト環境において構築している数（サーバー数）は、3713である。

なお、中間サーバーで管理する情報については、漏えいリスクに対応するため、行政機関や地方公共団体ごとにアクセスが限定された暗号化されたデータベースにおいて管理することとしており、データを保有する情報提供者以外は当該データを取り扱えないようにしているため、情報提供者ごとに独立した中間サーバーを保有しているものである。

イ 「②」及び「③」について

地方公共団体に係る中間サーバー（以下「自治体中間サーバー」という。）は、各地方公共団体において設置するものである。

そして、各自治体中間サーバーは、地方公共団体全体で一定の高いセキュリティ水準を確保するため、不正侵入対策装置等を備え強固にセキュリティが確保された建物（東西2箇所のデータセンター）内に集約して設置されているが、各自治体中間サーバーで管理するデータは、漏えいリスクに対応するため、地方公共団体ごとにアクセスが限定された暗号化されたデータベースにおいて管理することとしている。このように、データを保有する地方公共団体以外は当該データを取り扱えないようにするため、情報提供者ごとに独立した中間サーバーを保有しているものである。

よって、「地方自治体の中間サーバは、全国2箇所に集中させ」、「お互いにバックアップされるので、1箇所の中間サーバに地方自治体の情報が全て集中する」、「1箇所の中間サーバに対する攻撃で、全ての地方自治体の情報が奪われてしまう危険性が生じることになる」（求釈明書7ページ）という事実はない。

そして、自治体中間サーバーのセキュリティ対策としては、既に述べたもののほか、

(ア) インターネットから隔離し、行政専用の閉鎖的なネットワークを活用
(イ) 自治体中間サーバーに接続する回線について地方公共団体ごとに分離
(VPN装置の利用)
等を実施することとしている。

ウ 「④」について

原告らのいう「情報のやりとり（中間サーバへの情報のアップ）」及び「そこにおけるセキュリティ対策」が何を指すか不明であるが、情報提供ネットワークシステムによる情報連携における秘密の管理を問う趣旨と解した上で述べると、情報提供者は、番号利用法別表第2の第2欄に掲げる事務について、同表の第4欄の対象となる情報を中間サーバーに副本として登録し、また、情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならないとされている（番号利用法24条）。

(4) 「エ」について（求釈明書7ページ）

「センシティブ情報」、「特に慎重な対応が求められる情報」及び「自動応答拒否フラグ」が何を指すか不明であるが、情報提供ネットワークシステムによる情報提供における自動応答を制限する機能を問う趣旨と解した上で述べると、現在構築予定の中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムによる情報提供における自動応答を制限する機能を有する。

(5) 「オ」及び「カ」について（求釈明書7ページ）

情報提供ネットワークシステムによる情報連携における秘密保持義務の内容等を問う趣旨と解した上で述べると、情報照会者及び情報提供者は、特定個人情報の情報提供の求め又は情報提供があったときは、所定の事項を記録、保存し本人が確認できるようにしなければならない（番号利用法23条）として、個人情報保護のため不正行為を抑止している上、情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じる必要があるとされている（番号利用法24条）。

また、情報提供ネットワークシステムの運営に関し必要な事項を規定した「情報提供ネットワークシステム接続運用規程」(乙第13号証)の安全管理措置において、各接続機関が、不正操作の検証等を行うため、情報システムで生成及び出力されるログを取得及び管理し、必要に応じて、点検又は分析を実施することが定められている。

さらに、情報提供ネットワークシステムの運営に関する安全管理措置は、委員会による監視・監督等の対象となる（番号利用法36条ないし38条及び40条）。

また、情報提供等事務又は情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない（番号利用法25条）とされ、これに違反した者は、刑罰の対象となり（番号利用法53条）、職員が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で特定個人情報を不正に収集したときは、刑罰の対象となる（番号利用法55条）。さらに、職員がこれらの行為を行った場合には、職務上の義務に違反したものとして懲戒処分の対象となる（国家公務員法（昭和22年法律第120号）82条、地方公務員法（昭和25年法律第261号）29条）。

(6) 「キ」について（求釈明書7ページ）

情報提供ネットワークシステムによる情報連携の流れを問う趣旨と解した上で述べると、情報照会は、情報提供ネットワークシステムを構成するコアシステムと、中間サーバー等に接続するインターフェイスシステムを通じて行われる。一方、情報提供は、コアシステムを通じず、インターフェイスシステムを通じて行われる。

8 「(7)」について（求釈明書7ページ）

情報提供ネットワークシステムは、「総務大臣の使用に係る電子計算機（コアシステム及びインターフェイスシステム）」及び「当該電子計算機から情報照会者等の使用に係る電子計算機に接続する電気通信回線」であり、総務大臣

が委員会と協議して設置し、及び管理するもの（番号利用法21条1項）である。

なお、各情報照会者等の使用に係る電子計算機（中間サーバー等）は各情報照会者等が管理するものである。

9 「(8)」について（求釈明書8ページ）

情報提供ネットワークシステムの運営に係る評価書について問う趣旨と解した上で述べると、総務大臣は、番号利用法27条、同条の委任を受けた特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号、乙第14号証）及び番号利用法26条所定の「指針」として作成された特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号、乙第15号証）に基づき、評価を実施する機関（同指針第2の1参照。以下「評価実施機関」という。）として、番号利用法27条1項所定の「評価書」（特定個人情報保護評価書）である「情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務全項目評価書」（乙第16号証）を作成し、公表している。

10 「(9)」について（求釈明書8ページ）

原告らが指摘する報道の存在は承知しているが、その内容の詳細については不知。

なお、上記9でも述べたとおり、特定個人情報保護評価は、番号利用法27条、特定個人情報保護評価に関する規則及び特定個人情報保護評価指針に基づき、評価実施機関が、特定個人情報ファイルを取り扱う事務における当該ファイルの取扱いやリスク対策等について、それぞれの事務の実情に応じて、自らの責任において主体的に評価するものである。

11 「(10)」について（求釈明書8ページ）

(1) 「ア」について

原告らのいう「情報提供newsにおける技術的な法的基準（住基ネットにおける「電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年6月10

日総務省告示第334号)」のようなもの)」の意味するところが不明であるが、情報提供ネットワークシステムによる情報連携に係る円滑かつ安全な情報連携が行われるよう行政機関の長等が実施すべき事項を問う趣旨と解した上で述べると、当該事項は、電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法及び情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準(平成27年総務省告示第401号)において定められている。

(2) 「イ」について

原告らのいう「『基準』を更に具体化したもの」の意味するところが不明であるが、情報提供ネットワークシステムの運営に関し必要な事項を問う趣旨と解した上で述べると、当該事項については、平成28年3月に、情報提供ネットワークシステム接続運用規程が、施行準備版として各接続機関に公表(同年7月に改版)されている。

(3) 「ウ」について

原告らのいう「『基準』適合性」の意味するところも不明であるが、前記イで述べた「情報提供ネットワークシステム接続運用規程」の実施状況についての確認方法を問う趣旨と解した上で述べると、各接続機関は、情報提供ネットワークシステムの運営に関し必要な事項を規定した情報提供ネットワークシステム接続運用規程の安全管理措置に掲げる事項を定期的に自己点検し、同規程に基づき、総務省に報告することとされている。

なお、情報提供ネットワークシステムの運営に関する安全管理措置は、委員会による監視・監督等の対象となる(番号利用法36条ないし38条及び40条)。

12 「(11)」について(求釈明書9ページ)

(1) 「ア」について

情報提供ネットワークシステムの利用について、現行の番号利用法に規定しているものの他に利用が確定しているものはない。

検討段階のものとしては、日本再興戦略2015において、旅券事務、証

券分野等における公共性の高い業務での利用を検討しているが（乙第11号証32及び33ページ），現時点で詳細は決まっていない。なお，検討は，例えば，戸籍関係については，法務省における有識者らによる「戸籍制度に関する研究会」の中で行っており，旅券事務関係については，外務省を中心に行っている。

(2) 「イ」について

「医療等ID」については，日本再興戦略2016（乙第12号証）に基づき，2018年度からの段階的運用開始，2020年からの本格運用を目指して，具体的なシステムの仕組みや実務等について検討を進めているところである（同号証72ページ）。

第3 「マイナポータルについて」（求釈明書9ページ）について

1 「(1)」及び「(2)」について

「マイナポータル」では，以下の(1)ないし(3)の仕組みを予定している。

- (1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供等に係る記録について，本人が確認できる仕組み
 - (2) 行政機関が保有する自己の個人情報を確認できる仕組み
 - (3) 子育て関連の申請等に関して，サービスを検索し，オンラインで申請等を行える仕組み及びオンラインで通知を受信できる仕組み
- (1)及び(2)は内閣府及び総務省で検討を行っており，(3)は内閣府及び関係省庁で検討を行っている。

これらは全て平成29年7月以降の開始を想定している。

2 「(3)」について

(1) 「ア」について

利用者の操作方法については，分かりやすく説明した資料を現在作成中であり，準備ができ次第公表する予定である。

(2) 「イ」について

「マイナポータル」の利用としてログインを行うに当たっては、個人番号カードに記録された、利用者証明用電子証明書の有効性を確認した上で、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）2条2項に規定する「電子利用者証明」を行うことによって、一般的なIDやパスワードよりも厳格な本人確認を実現しており、成りすましを防いでいる。

利用者本人が上記の方法でログインを行い、アカウントを開設すると、アカウントに紐付く「利用者フォルダ」が開設されるが、当該「利用者フォルダ」には、利用者本人又は本人からアクセス権を付与された代理人のみアクセスすることができる。なお、当該「利用者フォルダ」においては、個人の特定につながる住所、氏名、生年月日、性別及び個人番号は保持しない。

(3) 「ウ」について

自己が「マイナポータル」を利用するかどうかは当人の判断に委ねられている。

なお、一度利用を開始した後に、利用を停止し「利用者フォルダ」を削除することも可能である。

3 「(4)」について

利用者から「マイナポータル」へのアクセスはインターネット回線を利用するが、インターネットとの接続部分に、ファイアウォール、データ及び通信経路の暗号化、侵入検知及び防止、改ざん検知及び防止、大量のデータ送信によるサービス妨害攻撃の防止などにより外部からの不正アクセスに対する防御を行う。また、例えばマルウェアの対策として、外部システムとの接続部分のネットワーク機器、内部の各サーバー、利用者端末の各ポイントでのウイルスチェックを実施する。

なお、上記2で述べたとおり、「マイナポータル」で想定する上記1の(1)ないし(3)の仕組みの提供に当たっては、情報提供ネットワークシステムを介した専用線又はL G W A Nという行政専用の閉鎖的なネットワーク等を利用す

ることで、高いセキュリティ環境において実施する予定である。

第4 「個人番号カード（マイナンバーカード）について」（求釈明書9ないし11ページ）について

1 「(1)」について（求釈明書9、10ページ）

乙第4号証は、平成27年11月5日に開催した第1回「個人番号カード等の利活用検討ワーキンググループ」の資料3であるが、当該資料13ページの「マイナンバー制度利活用推進ロードマップ（案）」は、同年5月20日に開催された政府の検討会議である第9回「マイナンバー等分科会」において、自由民主党の推進案として議員より配布があった資料である。

2 「(2)」について（求釈明書10ページ）

原告らのいう「ICカード」が何を指すか不明であるが、「個人番号カード」を指し、通知カードと個人番号カードの2枚に分けずに「ワンカード化」（一体化）を進める理由を問う趣旨と解して述べると、そもそも、通知カードと個人カードの「ワンカード化」は想定されていない。

すなわち、通知カード及び個人番号カードのどちらのカードの券面にも、氏名、住所、生年月日、性別のほか個人番号が記載されているが、通知カードは、市町村長が個人番号を本人に通知するために発行するものであり、その券面には、本人の顔写真が表示されていないため、個人番号の確認書類としての機能は持つが、身元確認書類の機能を持たず、免許証等の身元確認書類と併用する必要がある。

一方、個人番号カードは、本人からの申請により市町村長が交付するものであり、その券面には本人の顔写真が表示されているため、身元確認書類としての機能と個人番号の確認書類としての機能の両方を持つ。また、個人番号カードは、ICチップに電子証明書を記録することにより公的個人認証機能の利用や、アプリケーションの搭載によるICチップの空き領域の活用を行うことができるものである。

以上のとおり、通知カードと個人番号カードは目的や機能等が異なっていることから、両者の「ワンカード化」を進めることは想定されていないのであり、原告らの求訟明は前提を欠いている。

3 「(3)」について（求訟明書10ページ）

第180回通常国会に提出した法律案においては、性別は個人番号カードの券面記載事項とされていなかったが、個人番号カードは、個人番号の確認と併せて身元確認をするための書類であり、身元を確認するために基本的には4情報（氏名、出生の年月日、男女の別及び住所）の記載が必要であることから、性別についても個人番号カードの券面記載事項として現行の番号利用法に規定したものである。

なお、個人番号カードは、健康保険証としても利用することを検討しているが、医療の現場等においては、性別の確認を行う場面もあることから、その意味でも性別を個人番号カードの券面に記載する必要があるものと考えられる。

また、性同一性障害者等への配慮から、個人番号カードの交付時に性別欄をマスキングしているカードケースを併せて交付している。

4 「(4)」について

(1) 「ア」について（求訟明書10ページ）

平成28年6月2日に閣議決定された日本再興戦略2016において、「利用者証明用電子証明書の海外転出後の継続利用等や旧姓併記等の券面記載事項の充実、マイナンバーカードのマイキー部分（公的個人認証機能等）を活用した公共施設の利用や自治体のポイント等の自治体サービスのクラウド利用による効果的・効率的利用や当該ポイントの商店街等での利用推進等について、その可否も含め検討を進め、可能なものから来年度（引用者注：平成29年度）以降順次実現する」（乙第12号証65ページ）、「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会報告書（平成27年12月10日同研究会取りまとめ）を踏まえ、医療保険のオンライン資格確認及び医療等ID制度の導入について、2018年度からの段階的運用開始、2020年か

らの本格運用を目指して、本年度中に具体的なシステムの仕組み・実務等について検討し、来年度から着実にシステム開発を実行する。その際、公的個人認証やマイナンバーカードなどオンライン資格確認のインフラを活用し、国民にとって安全で利便性が感じられる形で導入が進むような設計とした上で、開発を進めるとともに、公費負担医療の適正な運用の確保の観点からも、速やかに検討を行い、できる限り早期に必要な措置を講じる」（同号証72ページ）とされている。

(2) 「イ」について（求釈明書10, 11ページ）

ア 「①」について

国家公務員ＩＣカード身分証の個人番号カードとの一体化については、平成28年度から順次進めることとし、必要な共通システムの整備を推進されている。

国家公務員以外の職員証等での利用については、機能等の周知を行うことなどにより検討を促している。

イ 「②」について

「個人番号カードの健康保険証としての利用」については、医療保険のオンライン資格確認の導入として、平成30年度の段階的運用開始、平成32年からの本格運用を目指して、平成28年度中に具体的なシステムの仕組み・実務等について検討し、平成29年度よりシステム開発を行う予定となっている。

ウ 「③」について

個人番号カードを持っていない者又は持っている場合であっても何らかの理由により国家公務員ＩＣカード身分証や健康保険証としての利用を望まない場合への対応を問う趣旨と解した上で述べると、国家公務員ＩＣカード身分証については、当該国家公務員に不利益にならないよう、実施府省において適切に対応を行うこととなる。個人番号カードの健康保険証としての利用については、現行の健康保険証の利用者に不利益にならないよ

う、措置を講じることとしている。

5 「(5)」について（求釈明書11ページ）

署名用電子証明書は、公的個人認証法2条1項に規定する「電子署名」を行うために発行されるものである。電子署名は、具体的には、書面に行う記名押印に代わるものであり、電子署名が行われた文書は真正に成立したもの（文書は本人の意思に基づき作成されたもの）との推定効を有する。

他方で、利用者証明用電子証明書は、公的個人認証法2条2項に規定する「電子利用者証明」を行うために発行されるものである。電子利用者証明は、具体的には、IDやパスワードに代わるより安全なインターネット上のログイン手段として用いられるものであり、ログインしている者が利用者証明用電子証明書の本人であることを証明する。

6 「(6)」について（求釈明書11ページ）

「利用者証明用電子証明書用の暗証番号が、数字4桁の固定となっているのは、安全対策上、何桁から何桁の間という幅を持ったものにした方が安全性が高まると思われる」という原告らの意見の当否はさておき、利用者証明用電子証明書の暗証番号が数字4桁とされた経緯について述べると、上記5のとおり、その効果がIDやパスワードに代わるインターネット上のログイン認証に限定されていること、また、キャッシュカード・クレジットカードなど他の認証用のカード類における暗証番号が通常数字4桁で設定されていることなどを総合的に勘案し、その暗証番号についても数字4桁に設定されたものである。

7 「(7)」について

マイキープラットフォームとは、個人番号カードのマイキー部分（公的個人認証機能等）を活用して、公共施設の利用や地方公共団体のポイント等の自治体サービスのクラウド利用による効果的・効率的利用や当該ポイントの商店街等での利用推進等を行うものであるが、その安全対策についても十分なセキュリティ対策を講じることとしている。

具体的な安全対策については、原告らによる求釈明の趣旨及び争点との関連

性が不明確であるため、証明を要しない。

第5 「個人情報保護委員会について」(求証明書11ないし12ページ)について

1 「(1)」について

委員会は、委員長及び委員8名（うち常勤4名・非常勤4名）で構成されている（個人情報保護法54条1項、2項及び3項）。

委員長及び委員には、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用に関する学識経験のある者、消費者の保護に関して十分な知識と経験を有する者、情報処理技術に関する学識経験のある者、特定個人情報が利用される行政分野に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者並びに連合組織（地方自治法（昭和22年法律第67号）263条の3第1項の連合組織で同項の規定による届出をしたもの）の推薦する者が含まれる（個人情報保護法54条4項）。

委員会の事務を処理させるため、委員会には事務局が置かれており（個人情報保護法61条）、事務局の組織として、総務課及び参事官3人が置かれている。平成28年度末の定員は78名（行政機関職員定員令（昭和44年政令第121号）1条2項）となっており、職員数は99名（うち非常勤29名）（平成28年11月15日現在）である。その職員については、個人情報保護に関する専門的知識を有する職員及び情報システム等に関する知識・経験を有する職員を、国及び民間企業からそれぞれ出向等により受け入れている。

2 「(2)」について

委員会は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインを策定及び公表しているほか、特定個人情報の適正な取扱いについて、平成27年度及び平成28年4月から9月までの間において、経済団体、地方公共団体等が主催する説明会等に講師の派遣を行っているところ、説明会等の回数は合計386回であり、説明会等の参加者は合計約5万9千人である。さらに、特定個人情報

の適正な取扱いについての分かりやすい資料、参考となる事例等を委員会のホームページに公表することにより、特定個人情報の適正な取扱いについての周知を図っている。

また、特定個人情報の漏えい等が発生した場合、個人番号利用事務等実施者等から、漏えい等が発生した原因、その再発防止策等についての報告を受けており、平成27年度は83件、平成28年4月から9月までの間は66件が報告されている。さらに、立入検査や、苦情あっせん相談窓口を通じた情報の収集等により、特定個人情報の取扱いに関する実態を把握しており、これらを踏まえ、必要に応じて指導等を行っている。

3 「(3)」について

番号利用法39条の規定において、同法19条12号の「刑事事件の捜査」が行われる場合について、番号利用法36条ないし38条の規定の適用を除外している理由を問う趣旨と解し、以下のとおり回答する。

番号利用法39条が委員会による指導及び助言、勧告及び命令、報告及び立入調査の対象から、各議院審査等が行われる場合又は同法19条12号の政令で定める場合のうち各議院審査等に準ずるものとして政令（番号利用法施行令34条）で定める手続が行われる場合を除外しているのは、特定個人情報については、国会の調査権限に基づいて国会が保管する、裁判の資料として裁判所が保管する、捜査の資料として警察・検察が保管するなどということが考えられるところ、これらの場合に委員会の各種権限を行使できるとした場合、国会の調査、裁判、捜査等の各権限の行使に支障を生じさせるおそれがあることを考慮したものである。

答弁書第2の4(2)イ(1)b(9及び10ページ)で述べたとおり、刑事事件の捜査は、番号利用法施行前と同様に、刑事訴訟等の法令上の手続に基づいて厳正に行われる必要があり、番号利用法の施行後も、刑事事件の捜査であるからといって、無制限に特定個人情報の収集が許容されることにならないのは当然である。

なお、諸外国の調査権限に関して網羅的な調査は行っていない。

第6 「地方公共団体情報システム機構（J-LIS）について」（求釈明書12及び13ページ）について

1 柱書について（求釈明書12ページ）

機構（J-LIS）が、その行う事務に係る各システムにおいて保有し、管理している個人情報は、基本的には地方公共団体や自動車検査登録情報協会等の他の機関が保有し、管理している個人情報が提供されたもの（いわば「副本」というべきもの）にすぎず、機構が自己の業務を行うのに必要最小限の情報を保有しているにすぎない。

また、住基ネット訴訟最高裁判決において「現行法上、本人確認情報の提供が認められている行政事務において取り扱われる個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体は存在しない」（民集62巻3号684ページ）と判示されたとおり、住基ネット関係の事務においては、機構は本人確認情報の提供が認められている行政事務に係る個人情報を一元的に管理していることはない。これと同様に、機構が行うその他の事務において、機構が保有し、管理している個人情報についても、機構自身の事務の実施のために必要な個人情報しか保有し、管理していないし、機構が保有し、管理する個人情報を用いて他の機関が行う事務において取り扱われる個人情報を機構が一元的に管理しているということもない。

以上のとおり、機構が様々な個人情報を一括集中管理しているという事実はないのであって、「同機構は、外国人を含む全住民の本人確認情報（中略）等を一括集中管理している」（求釈明書12ページ）とする原告らの主張はそもそも誤りである。

2 「(1)」について（求釈明書12ページ）

機構は、事務局、3センター（住民基本台帳ネットワークシステム全国センター、個人番号センター及び総合行政ネットワーク全国センター）及び2室（シ

システム統括室及び監査室)により構成されている。

人員のうち、役員数は10名（うち常勤5名、非常勤5名）であり、それぞれの「出身母体」は、常勤役員（5名）については大学教授1名、国家公務員2名、民間企業役員1名及び地方公務員1名であり、非常勤役員（5名）については地方公務員3名、大学教授1名及び弁護士1名である（平成28年11月15日現在）。

人員のうち、職員数は187名（全て常勤）であり、その内訳は機構の正職員が111名、出向者が76名（出向者のうち民間企業出身が42名、国家公務員出身が17名及び地方公務員出身が17名）である（平成28年11月15日現在）。

職員の専門性については、機構の正職員のうち延べ53名が、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の情報処理技術者試験のうち高度試験の資格を取得等している（平成28年11月15日現在）。また、上記のとおり、情報システム等に関する知識・経験を有する職員を民間企業から、個人番号制度、住民基本台帳制度等に関する専門的知識を有する職員を国家公務員出身者から、地方公共団体の情報システム等に関する知識・経験を有する職員を地方公共団体出身者から、それぞれ出向により受け入れている。

3 「(2)」について（求釈明書12ページ）

機構が実施する各業務に関連し、各種業務システムにおいて保有する個人情報の種類等は、それぞれ以下のとおりである。

(1) 住基ネット関係

ア 個人情報の種類・内容

本人確認情報（氏名（外国人であって住民票に通称が記載されているときは当該通称を含む。）、出生の年月日、男女の別、住所、個人番号及び住民票コード並びにこれらの変更情報）。

イ 収集・利用・保存・提供の目的等

住基法に規定された事務を行うためである。

ウ 保存期間

住基法施行令30条の7の規定により定める期間（住民票の記載又は記載の修正が行われたことにより通知された本人確認情報については、当該本人確認情報の通知の日から当該本人確認情報に係る者に係る新たな本人確認情報の通知を受けた日から起算して150年を経過する日まで。住民票の消除が行われたことにより通知された本人確認情報については、当該本人確認情報の通知の日から当該本人確認情報の通知の日から起算して150年を経過する日まで）となる。

(2) カード管理システム関係

ア 個人情報の種類・内容

氏名（外国人であって住民票に通称が記載されているときは当該通称を含む。）、出生の年月日、男女の別、住所、連絡先、個人番号及び顔写真情報。

イ 収集・利用・保存・提供の目的等

番号利用法総務省令35条の規定により市町村長から機構に対して委任された事務を行うためである。

ウ 保存期間

個人番号カードに係る交付申請書を受理した日から15年間となる（番号利用法総務省令23条）。

(3) 有効性確認システム関係

現在構築中のため個人情報は保有していない。

(4) 公的個人認証サービス関係

ア 個人情報の種類・内容

氏名（外国人であって住民票に通称が記載されているときは当該通称を含む。）、出生の年月日、男女の別、住所、住民票コード及び電子証明書の発行の番号。

イ 収集・利用・保存・提供の目的等

公的個人認証法に規定された事務を行うためである。

ウ 保存期間

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成15年政令第408号）2条及び18条の規定により定める期間（発行の日から、電子証明書有効期間の満了日の翌日から起算して10年を経過する日まで）となる。

(5) 自治体中間サーバー・プラットフォーム関係

自治体中間サーバー・プラットフォームに存在する個人情報については、それぞれの地方公共団体が収集、利用、保存、提供等するものであり、サーバーの運用を行う機構からは当該個人情報にアクセスすることはできず、関与を行うことのできないシステム構成となっている。

(6) 自動車登録・検査情報登録関係

ア 個人情報の種類・内容

所有者氏名、使用者氏名、住所等。

イ 収集・利用・保存・提供の目的等

業務受託に伴う業務（都道府県の自動車税の課税根拠データの電子処理）。

ウ 保存期間

契約に定める期間（3か月）となる。

(7) 総合行政ネットワーク（L G W A N）関係

個人情報は保有していない。

なお、カード管理システム、自治体中間サーバー・プラットフォーム及び自動車登録・検査情報提供システムを必要とするそれぞれの事務については、市町村及び都道府県の事務であり、市町村長及び都道府県知事の自主的な判断により機構に委任される事務である。

4 「(3)」について

住基法等の各種法令に基づき、個人情報保護及び情報セキュリティに関する

る各種規程等を整備して着実な運用を行っている。また、機構の全部門においてプライバシーマーク審査を実施しており、システムごとに、情報セキュリティ監査等といった外部監査や内部監査を実施するなど、適切な対応を行っている。

具体的な例として、「地方公共団体情報システム機構個人情報保護基本方針について」（平成26年4月1日制定、乙第17号証）第3の2においては、「個人情報への不正アクセス並びに個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等のリスクに対して、合理的な安全対策及び予防・是正処置を確実に実施する」と規定されており、例えば住基ネットについては、外部からの不正アクセスを防止するため、専用回線の利用、データの暗号化、独自の通信プロトコルによる通信、ファイアウォール、侵入検知システム（IDS）、ウイルス対策ソフトウェア等の導入、24時間365日体制での監視等、適切な措置を講じている。

5 「(4)」について（求釈明書13ページ）

カード管理システムについては、総務省との委託契約に基づき、機構が平成26年1月より設計・開発に着手し、完成までの間に各種テスト（単体テスト、結合テスト、総合テスト及び受入テスト）を実施し、平成28年1月より稼動を開始している。

平成28年1月から3月にかけてのカード管理システムの中継サーバの障害発生時においては、発生事象への緊急対策と障害発生原因の解明を行うため、機構と開発を担当した事業者による緊急対策チームを設置した。当該緊急対策チームには、機構の指示によって開発事業者の役員レベルも参画することにより、障害対応策等の意思決定の迅速化を行うとともに、機構と事業者との情報共有を強化することにより障害の検知即応体制・改善対応体制が構築されている。

また、障害の原因と対策、障害が発生するに至った背景、障害発生を踏まえた事後の対応策等として、機構において、「カード管理・委託発行システムの

総点検（平成28年5月～6月実施）」を実施し、その結果を明らかにしている。

さらに、上記の総点検の結果等を踏まえ、機構内のプロジェクトマネジメント能力強化の一環として、機構のシステムを横断的に管理する「システム統括室」を設置し、システム統括室が総点検結果に対する「カード管理・委託発行システムの第三者評価（平成28年7月～9月実施）」を実施し、総点検結果の妥当性及び今後の対応策等をまとめており、これらの総点検結果及び第三者評価報告については、機構のホームページにおいて公表（平成28年10月17日付け第15回代表者会議資料として公表）している。

今後は、機構において、平成28年臨時国会で成立した総務省の平成28年度補正予算を活用し、カード管理システムの更なる能力増強を行うとともに、プロジェクトごとに独自の基準で行われてきた要件定義・設計・試験等、システム開発の各フェーズにおける検討・確認項目を一定水準まで標準化するためのチェックリストの作成・活用を行い、組織力・システム品質レベルの向上を図る予定である。

6 「(5)」について（求釈明書13ページ）

平成28年10月22日に発生したカード管理システムの障害については、カード管理システム内の4台の中継サーバのうちの1台のハードウェア内の不具合が原因で生じたものであることが判明している。しかしながら、当該障害の原因となった故障が発生したハードウェアの交換を行って以降は、同様の障害は生じておらず、当該障害に対する対策が完了したものである。

同様の障害に対してはその影響を最小限に止めるよう、運用手順等の見直し等が検討されている。

第7 「その他現場の運用等を巡る問題」（求釈明書13及び14ページ）について

1 「(1)」について

「地方自治体の情報システムのネットワーク接続状況に関する調査」が何を指すのか不明であるが、「地方公共団体のネットワーク接続」に関する求釈明と解した上で述べると、以下のように、三層からなる情報セキュリティ対策の抜本的強化を求めており、平成29年6月までに全地方公共団体が完了する見込みである。

- (1) 個人番号利用事務等を扱う端末では端末からの情報持出し不可設定等を図り住民情報流出を徹底防止
- (2) 情報提供ネットワークシステムによる情報連携に活用されるLGWAN環境のセキュリティ確保のため、LGWANに接続された府内LANをインターネットから分割
- (3) 都道府県と市区町村が協力して高度な情報セキュリティ対策を講じるため、自治体情報セキュリティクラウドを構築

2 「(2)」について

「平成29年6月以降、市区町村から各事業主に対して、従業員の住民税の特別徴収税額通知がなされる」という部分について、地方税法（昭和25年法律第226号）321条の4第2項により、特別徴収税額通知は、5月31日までにしなければならないこととされているため、「平成29年5月以降になされる特別徴収税額通知」を指すものと解する。

個人番号利用事務実施者（番号利用法2条12項の規定にする個人番号利用事務実施者をいう。以下同じ。）である市町村の長が、地方税法321条の4第1項の規定及び地方税法施行規則（昭和29年總理府令第23号）第3号様式により個人番号関係事務実施者（番号利用法2条13項に規定する個人番号関係事務実施者をいう。以下同じ。）である特別徴収義務者に対し特別徴収により個人住民税が徴収される従業員の個人番号を記載した特別徴収税額決定通知を送付する。なお、当該送付における特定個人情報の提供は、番号利用法19条1号の規定に基づくものであり、個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係

事務実施者に対し特定個人情報を提供するものである。その場合において、本人の同意は要件ではない。

個人番号利用事務実施者から個人番号関係事務実施者に特定個人情報の提供を行う場合の特別徴収税額通知の送付については、番号利用法12条に基づき、個人番号利用事務等実施者は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならず、市町村において適切に送付され、特別徴収義務者においても、適切な受領及び管理が行われることとなる。

以上